

令和元年度

第1回 水戸市妻里市民センター運営審議会

日 時 令和元年 6月 27日(木)

午後2時から

場 所 水戸市妻里市民センター会議室

次 第

1 開 会

2 委嘱状交付

3 会長あいさつ

4 議題

(1)令和元年度運営方針及び重点目標について

(2)令和元年度事業計画について

(3)平成31年3月から令和元年5月までの使用状況について

(4)その他

5 閉 会

水戸市妻里市民センター

(1) 令和元年度水戸市妻里市民センター運営方針及び重点目標について

運 営 方 針

近年、人口減少社会や超高齢社会の到来をはじめ、都市化の進展、価値観の多様化、生活圏の拡大など、市民を取り巻く状況は大きく変化している。

こうした状況にあっても、市民が安心して暮らし、幸せを感じられるまちを形成していくためには、今後ますます地域コミュニティ活動と生涯学習活動の推進が必要となっている。

各市民センターにおいては、地域コミュニティ活動の拠点として、その継続や発展に向けた支援に努めるとともに、生涯学習活動の拠点として、その充実や成果を生かす環境づくりに努め、さらには、東日本大震災での経験を踏まえ、地域防災活動の拠点としての機能充実を図っていくものとしている。

そのような状況の下、平成31年3月1日、旧内原町の妻里地区において、新たに妻里市民センターが開所となった。

水戸市と内原町が合併したのが、平成17年2月であり、その際の合併建設計画において、内原地区においても「一小学校区に一市民センターの整備」を行うことが定められ、平成30年度から31年度にかけ、鯉淵市民センター、妻里市民センター、内原市民センターと、3つの市民センターが整備された。

市民センターの開所とともに、それぞれ3つの地区で新たに地区会が発足することとなり、ここ妻里地区においても、新地区会である「住みよい妻里をつくる会」が設立された。

新規に開所となったこの妻里市民センターが、住みよい妻里をつくる会をはじめとする地域コミュニティ活動の拠点として、併せて生涯学習活動の拠点としての中心的な役割を果たすとともに、東日本大震災から約8年が経過し、次なる災害に備え、子どもから高齢者までの誰もが生き生きと安心して暮らせるまちづくりを目指すため、震災から得た教訓を活かし、太陽光発電設備や受水槽、防災倉庫等、災害に強い設備を備え、防災対策の拠点として地域社会の発展に寄与すること、また皆様が笑顔で安心して快適に暮らすことができる、未来に躍動する魁のまちづくりに大きく寄与できるよう機能充実を図っていくものとする。

重点目標

1 地域コミュニティ活動の推進

(1) 地域コミュニティ活動の活性化

ア 地域自らが地域の将来像や課題を共有し、特色のある地域づくりや課題の解決を進めることができるよう、妻里地区において新規に地域コミュニティプランを作成するとともに、その実現に向けた取組への支援を促進し、住みよいまちづくり推進協議会を中心とした自主的な活動を推進する。

イ 各種コミュニティ団体等の活動を支援するとともに、NPO等との連携を促進しながら、新たな妻里地区のよりよい地域づくりに向けた情報の共有化を進めるなど、地域コミュニティ推進体制の充実、連携強化を図る。

ウ 町内会・自治会への参加意識や自治意識の高揚を図るため、地域団体や関係機関と連携を強化するとともに、地域コミュニティ活動内容を積極的に発信し、住みよい妻里をつくる会への理解・協力を深めてもらうよう働きかけ、地区会の基盤である町内会・自治会の加入率の向上に努める。

エ 市民自らが意欲を持って地域活動に参加できるよう、一人一役運動を進めるほか、人材育成のための研修会を通して、地域を支えるリーダーづくりを推進する。

(2) 地域コミュニティ活動環境の充実

市民センターにおける様々な活動環境の一層の充実に向け、施設の利用状況や地域の実情等にあわせたコミュニティルームの積極的な利用を促進するとともに、施設の利用者数や周辺の状況等を踏まえつつ、適切な施設の運用に努める。

(3) 地域防災活動との連携

災害発生時の初動対応については、地域における防災組織が重要な役割を担うものであることから、関係機関の協力を得て、妻里地区における新たな地域防災組織を整備し、研修・訓練を実施するとともに、平常時より、地域における災害リスクや連絡体制の確認を行うなど、連携強化に努める。

2 生涯学習活動の推進

(1) 学習機会の充実

生涯学習活動の拠点施設である市民センターにおいては、「個人の要望」する学習による生きがいをづくりを進めるため、家庭教育への支援や青少年の健全育成、少子高齢化への対応などの「社会の要請」に応じた、現代的課題を取り扱った学習機会を提供する。

また、みと好文カレッジにおける各種生涯学習事業を総称した『みと弘道館大学』を活用し、生涯学習として市民のライフスタイルに定着し、生涯にわたって学び続けることができるよう、市民センターの定期講座・一般教養講座・教室・クラブ等の学習機会の提供に努める。

ア 市民ニーズを捉えた学習機会の提供

市民の学習ニーズを把握し、健康で生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、それぞれの世代や目的に合った定期講座や教室などのプログラムを充実させ、学習機会の提供に努めるとともに、生涯学習のきっかけづくりを図っていく。

イ 現代的課題を取り扱った講座の開催

変化の激しい社会情勢に対応していくために、成人学級、高齢者学級等の講座を実施する際には、時事的なものや現代的課題を取り扱ったテーマをプログラムに組み入れるなどの手法により、地域課題を主体的に捉える学習機会の充実に努める。

また、事業実践集や地域の人材を活用するなど、地域と市民センターが一体となった協働事業を積極的に展開する。

ウ 家庭教育学級等の開催

家庭は、子どもが基本的な生活習慣、生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやりや善悪の判断、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割があるので、家庭教育について考える機会を提供するための事業を開催する。

さらに、これまでの小学校・幼稚園と協力して行ってきたふれあい学級をより充実させ、さらに未就園児の保護者が家庭教育について学び、各家庭が家庭教育に自立的に取り組むことができるよう支援するため、家庭教育強化事業を実施する。

また、学習教材として茨城県教育委員会が作成発行している「家庭教育ブック」等を活用し、家庭の教育力向上を図る。

(2) 学習の成果を活かす環境づくり

生涯学習の成果がボランティア活動や地域づくりに活かせるよう支援し、地域内の人材の発掘・育成を行い、地域の活性化や特色あるまちづくりにつながっていくよう環境づくりを進める。

ア 地域資源の活用推進

妻里地区には、歴史的な資産や史跡をはじめ、学校などの物的資源やそれぞれの施設に所属する職員や知識・経験の豊富な年配者などの人的資源があるだけでなく、豊かな自然に囲まれており、地域資源にも恵まれている。このような地域にある資源を活用した事業を開催するとともに、生涯学習の振興に取り組む機関や団体との連携を図りながら、地域資源の有効活用を推進する。

イ 学習活動の成果を発表する場の創出

市民センターを会場に開催している講座の展示会や発表会など、学習の成果を発表する場を創出することにより、学習者同士や参加者との交流を拡大させ、新たなネットワーク構築に努める。

また、より多くの人に触れてもらえるよう、内原地区内での連携協力を図る。

ウ 学習の成果を地域活動に活かす仕組みづくり

生涯学習の成果をボランティア活動や地域活動に活かすことが、地域の活性化に大いに役立つものと期待されている。市民センターで学んだ市民が、その成果を地域コミュニティ活動につながるよう人材の育成と活用に努める。

エ 事業評価に基づく事業の推進

市民センターの講座や事業に参加した市民が日常生活の中で、学習の成果をどのように活かし、また、地域の中で、どれだけ活動に関わっているのかなど、事業の成果を検証することが求められている。

市民センターにおいては、実施した講座や事業について自己評価を行うとともに、自己評価をもとに、運営審議会等第三者機関による検証を行い、効果的な事業運営を図る。

(3) 学校、家庭、地域の連携の強化

学校、家庭、地域が目標や課題を共有し、それぞれが連携して対応策について取り組めるシステムを構築し、地域社会全体の教育力の向上を図る。

市民センターにおいては、それぞれをつなぎ結ぶ地域拠点施設としての機能を十分発揮する。

ア 次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む

学校、家庭、地域が相互に連携を図りながら、様々な形での多世代間交流や大人と接する事業など、子どもたちが直接体験する場を提供し、地域社会が一体となって次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む活動を推進する。

イ 社会全体で支える家庭教育

子どもたちが健全に成長していくためには、良好な家庭環境や社会環境を整える必要があることから、家庭の教育力の向上だけでなく、学校、家庭、地域が一体となって子どもたちの成長を温かく見守りながら、家庭教育を社会全体で支える仕組みづくりに努める。

(2) 令和元年度事業計画について

教養講座等の事業計画（☆印は地区内各種団体等との共催事業）

定期講座，教室・クラブ募集	4月22日～5月 7日
定期講座，教室・クラブ開講（3講座）	5月13日～
☆妻里寿大学の開催（4回）	7月～1月
夏休みキッズスクールの開催（3回）	8月1日・6日・9日
夏休み親子野外研修（石岡・小美玉市方面）	8月20日
☆女性セミナー	9月～12月
☆市民運動会	10月13日予定
☆家庭教育学級（妻里幼稚園3回・妻里小学校5回）	4月～3月
☆環境研修会	未定
☆妻里地区歩く会	未定
☆防災訓練	未定
☆郷土かるた大会	1月12日
市民センター講座展示発表会	未定

※他，短期教養講座数種類を予定

(3) 妻里市民センター利用状況報告書

利用団体・時間帯・曜日・室別

(平成31年3月～令和元年5月まで)

	月別	H31年3月		H31年4月		R元年5月		合計		利用団体、時間帯、曜日、 部屋別利用割合	
	区分	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数 %	人数 %
使用団体	市民センター	1	160	0	0	12	161	13	321	6.99%	11.16%
	社教団体	3	150	2	65	1	27	6	242	3.23%	8.41%
	市・県	3	83	6	133	7	138	16	354	8.60%	12.30%
	その他	51	609	57	835	43	516	151	1,960	81.18%	68.13%
	合計	58	1002	65	1033	63	842	186	2,877	100%	100%
時間帯	午前	24	587	28	637	25	379	77	1,603	41.40%	55.72%
	午後	20	218	21	215	22	315	63	748	33.87%	26.00%
	夜間	12	159	15	174	13	122	40	455	21.51%	15.82%
	午前～午後	1	18	1	7	1	10	3	35	1.61%	1.22%
	午後～夜間	1	20	0	0	2	16	3	36	1.61%	1.25%
	午前～夜間							0	0	0.00%	0.00%
合計	58	1002	65	1033	63	842	186	2,877	100%	100%	
曜日	月曜日	6	115	8	99	6	64	20	278	10.75%	9.66%
	火曜日	13	80	13	91	16	104	42	275	22.58%	9.56%
	水曜日	12	111	14	158	12	152	38	421	20.43%	14.63%
	木曜日	9	137	11	156	14	244	34	537	18.28%	18.67%
	金曜日	5	33	7	80	6	123	18	236	9.68%	8.20%
	土曜日	7	372	5	166	6	79	18	617	9.68%	21.45%
	日曜日	6	154	7	283	3	76	16	513	8.60%	17.83%
合計	58	1002	65	1033	63	842	186	2,877	100%	100%	
室別	ホール	45	834	48	796	45	673	138	2,303	74.19%	80.05%
	和室	7	68	4	45	5	30	16	143	8.60%	4.97%
	会議室	6	100	13	192	13	139	32	431	17.20%	14.98%
	調理室	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00%	0.00%
	合計	58	1002	65	1033	63	842	186	2,877	100%	100%

その他	月別	3月	4月	5月	合計
	図書	4	1	2	7

平成31年度内原市民センター 定期講座受講生募集

内原、鯉淵、妻里地区にお住まい（お勤め）の方、そのほかの地域の方も受講できます。皆様の申し込みをお待ちしています。

- ◇受付期間 平成31年4月22日(月)～5月7日(火)9:00～17:00 ※土日祝日は除く。
- ◇申込方法 内原市民センター(旧内原中央公民館)窓口へ直接お申込みください。※電話での申し込みはできません。
- ◇注意事項
 - ・申込は、先着順です。募集人数になり次第締め切ります。
 - ・受講生が10名に満たない場合は、開講しない場合があります。※開講しない場合は、申し込みをされた方に御連絡いたします。
 - ・会費は、各教室・クラブの会計担当者にお支払いください。なお、人数によって増減する場合があります。また、会費納入後は、原則として返金いたしません。
 - ・教材費等は、実費負担となります。
 - ・開講日には、必ず出席してください。※個人あてに通知はいたしません。

問合せ先 水戸市内原市民センター 電話029-259-4044

開催場所 内原市民センター(旧内原中央公民館) 内原町1395-6 電話029-259-4044

《教室》～初心者対象～

No.	講座名	開設日	時間	会費	教材費等	募集人数	開講日	講師	内容等
1	楽しいウクレレ	第1・3(月)	10:30～12:00	年5,000円	購入する場合楽器代 ※相談に応じます。	12名	5月20日(月)	軍司 史代	初めての方、初心者の方を中心に募集します。優しい癒しの音を楽しみましょう。(楽器貸出有)
2	ヨガ	第1・3(火)	10:00～11:30	年1,500円	なし	30名	5月15日(水)	浅野のみ子	心と身体を調整し、健康づくりの一環として、ヨガ・ストレッチを楽しんでみましょう。
3	大人の塗り絵	第2・4(木)	13:00～15:00	年4,200円	1,500円 (初回のみ)	12名	5月14日(火)	岩淵 幸子	美しい塗り絵で、生活に潤いと安らぎを!
4	子ども絵画 (小学生対象)	第2・4(土)	10:00～11:30	なし	年2,800円	10名	5月11日(土)	佐々木弥生	水彩画を中心に絵の基本を学び、楽しく描いてみましょう。切り絵やペーパーアートも制作します。

《クラブ》

No.	講座名	開設日	時間	会費	教材費等	募集人数	開講日	講師	内容等
1	ウクレレ	第1・3(月)	13:00～14:30	年18,000円	購入する場合楽器代 ※相談に応じます。	2名	5月20日(月)	軍司 史代	ウクレレによるハワイアン、叙情歌、軽音楽等の練習
2	ピラティス	第1・3(月)	13:30～14:30	年12,000円	なし	7名	5月20日(月)	佐藤 仁美	深層部の筋肉を鍛えるエクササイズです。
3	料理	第2(月)	9:30～12:30	前期5,000円 後期5,000円	なし	4名	5月13日(月)	佐藤 光恵	身近な食材を利用して、バランスのとれた体に良い食生活を目指し、楽しい食事を作ります。
4	古典	第1(火)	13:30～16:00	なし	4,000円	5名	5月4日(火)	なし	「源氏物語」を会読します。
5	書道A	第1・3(火)	13:30～15:00	2か月2,000円	なし	10名	5月21日(火)	綿引のぶ子	書に親しみ、個々の向上(上達)を図りましょう。
6	手話	第1・3(火)	19:30～21:00	年1,000円	なし	11名	5月21日(火)	坂田 和子 谷萩美智子	聴覚障がい者への手話ボランティアを目的とするため、手話を習得する。
7	太極拳	第1・2・3(火)	13:30～15:00	月1,000円	なし	6名	5月14日(火)	猿谷 裕子	年齢や体力に関係なく楽しく体を動かしながら、心と体を健康にしていきます。一緒に太極拳しませんか?
8	絵画	第1・2・3・4(火)	13:00～17:00	月2,000円	必要に応じて 絵具代等	5名	5月14日(火)	清水みどり	絵画に興味のある方、再挑戦したい方、ぜひ一緒に学びませんか。デッサンの指導もあります。
9	囲碁	第2・4(火)	9:00～15:00	年1,000円	なし	6名	5月14日(火)	なし	初心者歓迎。共に囲碁を楽しみましょう。
10	ペン習字A	第2・4(火)	13:30～15:00	年12,000円	3,000円	2名	5月14日(火)	泉谷 幸子	美しい文字を書けるように基本から学びます。
11	英会話	第2・4(水)	19:00～21:00	年10,000円	テキスト代、資料代 別途実費	15名	5月22日(水)	村上 敏夫	中学で学ぶ英語をブラッシュアップして、実際に使えるよう英会話と読解を中心とした練習を楽しく続けます。
12	クラフト	第3(水)	9:30～12:00	年10,000円	10,000円	6名	5月15日(水)	山口 真由 川原井幸江	再生紙を利用して作られたクラフトテープを使ってオリジナルのバックや小物を編む。
13	オカリナ	第1・3(水)	13:30～15:30	前期10,000円 後期12,000円	購入する場合楽器代 ※相談に応じます。	5名	5月15日(水)	平本 孝雄	初心者歓迎。共に楽しく学びましょう。
14	ヨガA	第2・4(水)	10:00～11:30	月500円	なし	3名	5月22日(水)	浅野のみ子	ストレッチヨガを中心に、心と体の調整を行い、健康づくりをしていきましょう。
15	詩吟	第2・4(水)	13:00～15:00	なし	500円(教本代)	5名	5月22日(水)	なし	漢詩や和歌を抑揚をつけ腹式呼吸で声を出し表現します。大きな声を出すことは、健康に通じると思っています。
16	コーラス	第2・4(水)	13:30～15:30	月1,500円	756円	10名	5月22日(水)	村上 静枝	1にも2にも正しい発声! よく学び、よく歌い、ともに楽しみましょう!
17	書道B	第1・2・3・4(水)	19:30～21:00	月1,500円	なし	8名	5月15日(水)	加藤 栄一	「筆で文字を書く」ということを基本から学びます。「継続は力なり」をモットーに学べば上達するでしょう。
18	洋裁	第2・4(木)	9:00～12:00	年16,000円	なし	3名	5月23日(木)	岩木 厚子	自分のペースで、好きな作品(服や小物)を作っています。
19	絵手紙	第2・4(木)	9:30～11:40	なし	必要に応じて 道具代	5名	5月23日(木)	なし	花や静物など自分の書きたいものを文字とともに気持ちのままに表現する。
20	塗り絵	第2・4(木)	10:00～12:00	年10,000円	1,500円	3名	5月23日(木)	岩淵 幸子	何色も塗り重ねることで、趣のある作品に仕上げます。

裏面もご覧ください。

《クラブ》

No.	講座名	開設日	時間	会費	教材費等	募集人数	開講日	講師	内容等
21	陶芸	第2・4(木)	19:00~21:30	年10,000円	必要に応じて	3名	5月23日(木)	三田 聡 山田 雅子	「作って楽しい、使って嬉しい陶芸」をモットーに陶器づくりをしています。個人に合わせて丁寧に指導します。
22	折り紙	第1(金)	9:30~12:00	年2,000円	なし	4名	6月7日(金)	なし? 山口良子?	日本の伝統文化の一つである折り紙を通し、相互の教養と融和を図る。
23	写真	第4(金)	19:30~21:00	年2,000円	なし	8名	5月24日(金)	中村 貞行	「写真の友だちをつくろう。」写真を撮るのが好きな方と一緒に楽しみましょう。
24	ペン習字B	第1・3(金)	13:30~15:30	月1,000円	3,000円	2名	5月17日(金)	泉谷 幸子	美しい文字を楽しく学んでいます。
25	ヨガB	第1・2・3・4(金)	13:30~15:30	月1,500円	なし	3名	5月17日(金)	浅野のみ子	健康的な毎日を送るためにヨガを通して体の調整方法を学び、生活の一部に活用しましょう。
26	ヨガC	第1・2・3・4(金)	19:30~20:20	月1,500円	なし	5名	5月17日(金)	浅野のみ子	心と体を調整し、健康づくりの一環として、ヨガ、ストレッチを楽しんでみましょう。
27	「保元物語」を読む	第2(土)	10:00~11:30	年4,000円	なし	10名	5月11日(土)	小山 映一	平安時代末期の朝廷内の争い「保元の乱」の物語を、資料を活用しながら読み進めます。
28	ピースアクセサリ	第3(土)	9:30~12:00	月600円	1作品 1,000円~	3名	5月18日(土)	山口とも子	細かい仕事ですが、達成感があります。ネックレスやブレスレットなど作ってみませんか。
29	アートフラワー	第4(土)	13:30~15:30	月1,000円	1作品 500円~	3名	5月25日(土)	桑名真佐子	白い布から好きな色に染めて、自分だけの花を作ります。
30	将棋	第2・4(日)	9:00~15:00	年200円	なし	5名	5月12日(日)	なし	将棋の奥深さを探求し、それぞれの棋力向上を目指します。
31	リフォーム	第2・4(土)	13:00~16:00	年20,000円	なし	2名	5月11日(土)	岩木 厚子	着物を再利用して、洋服、バックなどを作っています。
32	マジック	第2・4(土)	14:00~16:00	月1,000円	なし	5名	5月11日(土)	鯉淵 健治	身の回りのものなどでネタをつくり、沢山のアイデアマジックを楽しんでいます。
33	男の料理	5・9・11・1・3月 第3(日)	9:30~13:30	年3,000円	1回 1,000円	2名	5月19日(日)	佐藤 光恵	和・洋・中の基本料理をおいしく、ヘルシー料理にするコツを経験豊かな講師に丁寧に指導していただきます。

開催場所 妻里市民センター (有賀町2242 電話029-259-6665)

《クラブ》

No.	講座名	開設日	時間	会費	教材費等	募集人数	開講日	講師	内容等
34	フォークダンス	第1・2・3・4(水)	10:00~12:00	月1,000円	なし	9名	5月15日(水)	軍司 典子	伝統的な民族舞踏で、レクリエーションとして大人数で踊るダンスです。リズムに合わせて楽しく踊りましょう。
35	ダンスA (サマ)	第1・2・3(水)	19:00~21:00	月2,000円	なし	5名	5月15日(水)	前田 正寛	初心者歓迎。 健康のための運動を、共に楽しみましょう。
36	ダンスB (DC)	第1・2・3・4(月)	13:00~17:00	前期2,000円 後期2,000円	なし	10名	5月13日(月)	藤田 禮司	社交ダンス(スポーツダンス)を年齢差を超えて楽しく踊りましょう。夫婦での参加は特に歓迎します。

今回御案内した定期講座以外に鯉淵、妻里市民センターで実施する定期講座については、別途回覧等でご案内します。
また、内原、鯉淵、妻里市民センターで実施する一般教養講座(短期講座)についてもその都度、回覧等でご案内します。

介護予防のための シルバーリハビリ体操のご案内

日時 毎月第1木曜日 10:00~11:30(6月スタート)
場所 内原市民センター ホール
対象 おおむね60歳以上の方
参加費 無料 ※事前申込み不要。
実施日に動きやすい服装で、会場にお越しください。

水戸市シルバーリハビリ体操指導士の会

内原子育て広場のご案内

日時 毎月第1・3月曜日 10:00~11:40
場所 内原市民センター ホール, 和室1
対象 0歳から就学前の幼児と保護者
(祖父母の方も一緒にどうぞ)
参加費 無料 ※事前申込み不要。
実施日に動きやすい服装で、会場にお越しください。

内原子育て支援の会

----- き り と り -----

平成31年度 水戸市内原市民センター定期講座申込書

No.	教室・クラブ名	受講者氏名 (ふりがな)	住所・電話番号

----- き り と り -----

平成31年度 水戸市内原市民センター定期講座申込書

No.	教室・クラブ名	受講者氏名 (ふりがな)	住所・電話番号

水戸市市民センター条例

平成21年9月29日

水戸市条例第33号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、市民センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民と行政との協働により、地域におけるコミュニティ活動及び生涯学習活動を推進するため、市民センターを別表のとおり設置する。

(事業)

第3条 前条に規定する市民センター（以下「センター」という。）は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域コミュニティ活動の支援に関すること。
- (2) 生涯学習活動の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事業に関すること。

(使用の許可)

第4条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として施設を使用するおそれがあるとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙について特定の候補者を支持するおそれがあるとき。
- (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第6条 第4条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の許可の取消し等)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市長は、その責めを負わない。

- (1) 第5条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(原状回復等)

第8条 使用者は、その使用を終わったとき、又は前条の規定により使用することができなくなったときは、自己の費用をもって直ちに整備し、原状に復さなければならない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長において自らこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償等)

第9条 故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(市民センター運営審議会)

第10条 センターの運営等に関する事項について、市長又は水戸市教育委員会の諮問に応じて審議するため、センターごとに市民センター運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織等)

第11条 審議会は、市民活動団体の役職員、学校教育、社会教育及び家庭教育の関係者並びに学識経験者のうちから、市長が委嘱する6人以内の委員をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

4 会長は、審議会の会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができないものとし、審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、市民協働部において行う。

(平27条例9・一部改正)

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則 (省略)

別表 (第2条関係) (省略)